

平成31年第1回神奈川県議会定例会議案

(平成30年度 条例その他)

目 次

番 号	件 名	ページ
定県第 172 号議案	地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例	1
定県第 173 号議案	介護保険法施行条例の一部を改正する条例	2
定県第 174 号議案	介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	4
定県第 175 号議案	工事請負契約の締結について（浦賀警察署新築工事（建築）請負契約）	5
定県第 176 号議案	建設事業等に対する市町負担金について	6
定県第 177 号議案	訴訟の提起について	8
県 報 第 5 号	専決処分について承認を求めること（平成30年度神奈川県一般会計補正予算（第5号））	9
県 報 第 6 号	専決処分について承認を求めること（平成30年度神奈川県水源環境保全・再生事業会計補正予算（第1号））	15
県 報 第 7 号	専決処分について承認を求めること（平成30年度神奈川県水道事業会計補正予算（第2号））	17

地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる 寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等 を定める条例の一部を改正する条例

地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例（平成24年神奈川県条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表特定非営利活動法人小田原なぎさ会の項を削り、同表に次のように加える。

NPO法人ぶかぶか	横浜市緑区霧が丘四丁目17番3号	平成31年1月1日から 平成36年3月31日まで
特定非営利活動法人木々の会	横浜市旭区鶴ヶ峰二丁目9番9号 第2大幸ビル301	平成31年1月1日から 平成36年3月31日まで
特定非営利活動法人かながわ森林 インストラクターの会	厚木市中町二丁目13番14号サン シャインビル604号	平成31年1月1日から 平成36年3月31日まで
特定非営利活動法人WE21ジャ パン・伊勢原	伊勢原市石田670番地の7	平成31年1月1日から 平成36年3月31日まで
特定非営利活動法人シニアライフ セラピー研究所	藤沢市鶴沼海岸七丁目20番21号	平成31年1月1日から 平成36年3月31日まで
特定非営利活動法人大和市サッ カー協会	大和市西鶴間六丁目16番6号	平成31年1月1日から 平成36年3月31日まで
特定非営利活動法人小田原なぎさ 会	小田原市南鴨宮三丁目16番20号	平成31年4月1日から 平成36年3月31日まで

附 則

- この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、別表に次のように加える改正規定（特定非営利活動法人小田原なぎさ会の項に係る部分を除く。）は、公布の日から施行する。
- 改正前の別表の規定は、この条例の施行の日前に同表特定非営利活動法人小田原なぎさ会の項に規定する特定非営利活動法人に対して寄附金を支出した場合について、なおその効力を有する。

平成31年2月13日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

個人県民税の税額控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定等するため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

介護保険法施行条例の一部を改正する条例

介護保険法施行条例（平成12年神奈川県条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表1の項中「700円」を「1,800円」に改め、同表2の項中「8,090円」を「1万2,000円」に改め、同表3の項中「6万円」を「6万390円」に改め、同表4の項中「2,840円」を「2,860円」に改め、同表5の項中「1,830円」を「1,850円」に改め、同表6の項中「1,740円」を「1,760円」に改め、同表7の項中「4万2,000円」を「4万2,700円」に改め、同表8の項中「2,840円」を「2,860円」に改め、同表9の項(1)中「4万2,000円」を「4万2,700円」に改め、同項(2)ア中「4万3,000円」を「4万3,200円」に改め、同項(2)イ中「3万2,000円」を「3万2,200円」に改め、同表10の項(1)中「3万50円」を「3万80円」に改め、同項(2)中「2万50円」を「2万80円」に改め、同項(3)中「2万30円」を「2万50円」に改め、同表11の項中「1万30円」を「1万50円」に改め、同表12の項中「4万5,050円」を「4万5,080円」に改め、同表13の項中「2万5,030円」を「2万5,050円」に改め、同表14の項中「6万3,050円」を「6万3,080円」に改め、同表15の項中「3万3,050円」を「3万3,080円」に改め、同表16の項中「2万5,030円」を「2万5,050円」に改め、同表17の項中「6万3,050円」を「6万3,080円」に改め、同表18の項中「3万3,050円」を「3万3,080円」に改め、同表19の項中「2万5,030円」を「2万5,050円」に改め、同表20の項(1)中「1万5,050円」を「1万5,080円」に改め、同項(2)中「1万50円」を「1万80円」に改め、同項(3)中「1万30円」を「1万50円」に改め、同表21の項中「1万30円」を「1万50円」に改め、同表22の項(1)中「5,680円」を「5,730円」に改め、同項(2)中「6,380円」を「6,430円」に改め、同表23の項(1)中「2万970円」を「2万1,080円」に改め、同項(2)中「2万870円」を「2万980円」に改め、同項(3)中「2万1,570円」を「2万1,680円」に改め、同項(4)中「2万5,570円」を「2万5,680円」に改め、同項(5)中「2万1,070円」を「2万1,180円」に改め、同項(6)中「2万2,870円」を「2万2,980円」に改め、同項(7)中「2万3,570円」を「2万3,680円」に改め、同項(8)中「2万3,670円」を「2万3,780円」に改め、同項(9)中「2万3,170円」を「2万3,280円」に改め、同項(10)中「2万4,070円」を「2万4,180円」に改め、同項(11)中「2万3,270円」を「2万3,380円」に改め、同項(12)中「2万470円」を「2万580円」に改め、同項(13)中「2万3,070円」を「2万3,180円」に改め、同項(14)中「2万1,370円」を「2万1,480円」に改め、同項(15)中「2万1,570円」を「2万1,680円」に改め、同項(16)中「2万3,170円」を「2万3,280円」に改め、同項(17)中「2万70円」を「2万180円」に改め、同項(18)中「2万3,750円」を「2万3,850円」に改め、同項(19)中「2万3,650円」を「2万3,750円」に改め、同項(20)中「2万3,050円」を「2万3,150円」に改め、同表24の項中「2万5,030円」を「2万5,050円」に改め、同表25の項中「5万円」を「5万900円」に改め、同表26の項中「4万円」を「4万700円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、別表3の項から26の項までの改正規定は、同年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 前項ただし書に規定する規定の施行の際現に申請書等を受理しているものに係る別表3の項から

21の項まで及び24の項から26の項までに規定する手数料については、改正後の同表3の項から21の項まで及び24の項から26の項までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日前に介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の35第1項に規定する介護サービスの提供を開始しようとするときが到来しているものに係る別表22の項に規定する介護サービス情報公表手数料並びに同日前に介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の44に規定するときが到来しているものに係る同項に規定する介護サービス情報公表手数料及び同表23の項に規定する介護サービス情報調査手数料については、改正後の同表22の項及び23の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

平成31年2月13日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

受験申込者数の減少に伴い、介護支援専門員実務研修受講試験手数料等の額を改定するとともに、消費税率の引上げに伴い、指定居宅サービス事業者指定申請手数料等の額を改定するため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

介護医療院の人員、施設及び設備並びに 運営に関する基準を定める条例の一部を 改正する条例

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年神奈川県条例第46号）の一部を次のように改正する。

第33条第3項中「並びに臨床検査技師等に関する法律施行規則（昭和33年厚生省令第24号）第12条及び別表第1から別表第5まで」を削り、「」の適正な実施に必要なものの」と」の次に「、同項第1号中「臨床検査技師」とあるのは「臨床検査技師（臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第39号）附則第3条第1項に規定する者を含む。次号及び第3号において同じ。）」とを加え、「施設告示第4号に掲げる」を「衛生検査所及び施設告示第4号に掲げる」に改め、「医学的処置」と」の次に「、同項第1号中「臨床検査技師」とあるのは「臨床検査技師（臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律附則第3条第1項に規定する者を含む。）」とを加え、「、臨床検査技師等に関する法律施行規則第12条第1項中「法第20条の3第2項の厚生労働省令で定める」とあるのは「衛生検査所における介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年神奈川県条例第46号）第33条第3項第1号に掲げる検体検査の業務の適正な実施に必要なものの」と」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成31年2月13日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

医師法施行規則等の一部を改正する省令の施行等に伴い、所要の改正をしたいので提案するものがあります。

工事請負契約の締結について

浦賀警察署新築工事（建築）請負契約を次により締結するものとする。

- 1 請負契約者名 松尾・コラム特定建設工事共同企業体
代表者 株式会社 松尾工務店
代表取締役 松 尾 文 明
- 2 請負契約金額 12億 960 万円

平成31年 2 月13日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

浦賀警察署新築工事（建築）請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき事件等に関する条例第 2 条の規定により提案するものであります。

建設事業等に対する市町負担金について

県で実施する建設事業等に要する経費の一部を、次の範囲内においてそれぞれ負担させるものとする。

既定の負担額を変更するもの

事業名	市町名	既定額	変更額
農道整備事業	小田原市	79,300 ^{千円}	79,200 ^{千円}
〃	中井町	7,500	7,000
〃	湯河原町	11,000	8,250
県営ほ場整備事業	南足柄市	15,000	22,500
農地保全事業	小田原市	10,000	9,250
湛水防除事業	小田原市	4,074	3,750
〃	大井町	326	300
県営漁港整備事業	小田原市	57,723	44,111
〃	三浦市	59,950	34,460
相模川流域下水道事業	相模原市	284,678	246,333
〃	平塚市	132,533	114,680
〃	藤沢市	10,899	9,431
〃	茅ヶ崎市	93,295	80,728
〃	厚木市	128,521	111,208
〃	伊勢原市	18,834	16,297
〃	海老名市	63,825	55,227
〃	座間市	48,479	41,949
〃	綾瀬市	14,473	12,524
〃	寒川町	34,266	29,650
〃	大磯町	13,602	11,770
〃	愛川町	28,512	24,671
酒匂川流域下水道事業	小田原市	129,057	49,712
〃	秦野市	70	35
〃	南足柄市	1,276	638
〃	二宮町	333	167
〃	中井町	261	130

〃	大井町	2,290	1,145
〃	松田町	3,129	1,220
〃	山北町	881	440
〃	開成町	476	238
〃	箱根町	159,650	158,425
相模川流域下水道管理事業	相模原市	2,911,999	2,620,502
〃	平塚市	1,189,337	1,053,705
〃	藤沢市	51,112	43,389
〃	茅ヶ崎市	1,021,788	936,174
〃	厚木市	1,162,707	1,030,056
〃	伊勢原市	155,782	141,005
〃	海老名市	644,020	584,423
〃	座間市	443,997	395,046
〃	綾瀬市	120,934	110,246
〃	寒川町	189,767	167,623
〃	大磯町	82,917	67,596
〃	愛川町	178,424	151,437
酒匂川流域下水道管理事業	小田原市	1,482,793	1,443,081
〃	秦野市	18,742	17,502
〃	南足柄市	230,430	220,890
〃	二宮町	94,167	89,475
〃	中井町	65,945	63,094
〃	大井町	89,140	88,940
〃	松田町	57,514	56,233
〃	山北町	98,227	93,144
〃	開成町	159,880	154,384

平成31年2月13日提出

神奈川県知事 黒岩祐治

(提案理由)

県が行う建設事業等で市町を利するものについて、その受益の限度においてそれぞれ経費の一部を負担させるため、土地改良法第91条第6項、地方財政法第27条第2項及び下水道法第31条の2第2項の規定により提案するものであります。

訴訟の提起について

神奈川県は、次のとおり県営住宅の不法占有者に対する建物明渡等請求の訴訟（上訴を含む。）をなすものとする。

- 1 件 名 県営住宅の不法占有者に対する建物明渡等請求事件
- 2 訴訟の相手方

住 宅 の 名 称	住 所	氏 名
ハイツ浦島ヶ丘		
万騎ヶ原アパート		
野川南台アパート		
大島アパート		
鶴巻アパート		
鶴巻アパート		
沼間アパート		
寒川もくせいハイツ		

- 3 請 求 内 容 県営住宅の明渡し及び損害賠償請求等

平成31年2月13日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

県営住宅の不法占有者に対し、建物明渡等請求の訴訟を提起したいので提案するものであります。

専決処分について承認を求めること

平成30年度神奈川県一般会計補正予算を次のとおり専決処分したので、地方自治法第179条の規定により承認を求める。

平成30年度神奈川県一般会計補正予算（第5号）

平成30年度神奈川県一般会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第1条 債務負担行為の追加は、「第1表 債務負担行為追加」による。

第1表 債務負担行為追加

事 項	期 間	限 度 額
県 有 林 事 業 費	平成30年度から 平成31年度まで	千円 8,748
旧 社 営 林 事 業 費	平成30年度から 平成31年度まで	59,476
林 道 改 良 事 業 費	平成30年度から 平成31年度まで	27,252
治 山 事 業 費	平成30年度から 平成31年度まで	2,916
保 安 林 改 良 事 業 費	平成30年度から 平成31年度まで	8,640
水 源 林 確 保 事 業 費	平成30年度から 平成31年度まで	9,000
水 源 林 整 備 事 業 費	平成30年度から 平成31年度まで	150,296
道 路 補 修 費	平成30年度から 平成31年度まで	1,294,000
道 路 災 害 防 除 事 業 費	平成30年度から 平成31年度まで	8,000
交 通 安 全 施 設 等 整 備 費	平成30年度から 平成31年度まで	246,000
街 路 樹 維 持 事 業 費	平成30年度から 平成31年度まで	5,000
道 路 改 良 費	平成30年度から 平成31年度まで	950,000
河 川 修 繕 費	平成30年度から 平成31年度まで	153,800

河川改修事業費	平成30年度から 平成31年度まで	95,200
海岸補修費	平成30年度から 平成31年度まで	17,000
海岸高潮対策費	平成30年度から 平成31年度まで	129,500
砂防林事業費	平成30年度から 平成31年度まで	18,000
防災砂防事業費	平成30年度から 平成31年度まで	4,000
通常砂防事業費	平成30年度から 平成31年度まで	691,000
急傾斜地崩壊対策事業費	平成30年度から 平成31年度まで	102,000
港湾修築費	平成30年度から 平成31年度まで	9,000
県央・湘南都市圏整備構想推進費	平成30年度から 平成31年度まで	2,100
公園整備費	平成30年度から 平成31年度まで	80,400
警察施設各所営繕費	平成30年度から 平成31年度まで	28,351
交通安全施設整備費	平成30年度から 平成31年度まで	279,000
高等学校施設整備工事費	平成30年度から 平成31年度まで	448,000
高等学校施設整備工事設計調査費	平成30年度から 平成31年度まで	40,700
特別支援学校施設整備費	平成30年度から 平成31年度まで	47,000

平成31年2月13日提出

神奈川県知事 黒岩祐治

(提案理由)

県内中小企業への支援策として、債務負担行為の追加について急施を要し専決処分したので、地方自治法第179条の規定により承認を求めるものであります。

参 考

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(追 加)

事 項	限 度 額 千円	区 分	期 間	金 額 千円	左 の 財 源 内 訳		
					特定財源	国庫支出金	千円
県有林事業費	8,748	前年度末までの支出 (見込) 額		-	特定財源	国庫支出金	-
						県 債	-
		当該年度以降の支出 予 定 額	平成30年度 ～ 平成31年度	8,748	特定財源	そ の 他	-
						一般財源	8,748
旧社営林事業費	59,476	前年度末までの支出 (見込) 額		-	特定財源	国庫支出金	-
						県 債	-
		当該年度以降の支出 予 定 額	平成30年度 ～ 平成31年度	59,476	特定財源	そ の 他	59,476
						一般財源	-
林道改良事業費	27,252	前年度末までの支出 (見込) 額		-	特定財源	国庫支出金	-
						県 債	10,000
		当該年度以降の支出 予 定 額	平成30年度 ～ 平成31年度	27,252	特定財源	そ の 他	-
						一般財源	17,252
治山事業費	2,916	前年度末までの支出 (見込) 額		-	特定財源	国庫支出金	-
						県 債	-
		当該年度以降の支出 予 定 額	平成30年度 ～ 平成31年度	2,916	特定財源	そ の 他	-
						一般財源	2,916
保安林改良事業費	8,640	前年度末までの支出 (見込) 額		-	特定財源	国庫支出金	-
						県 債	6,000
		当該年度以降の支出 予 定 額	平成30年度 ～ 平成31年度	8,640	特定財源	そ の 他	-
						一般財源	2,640
水源林確保事業費	9,000	前年度末までの支出 (見込) 額		-	特定財源	国庫支出金	-
						県 債	-
		当該年度以降の支出 予 定 額	平成30年度 ～ 平成31年度	9,000	特定財源	そ の 他	-
						一般財源	9,000
水源林整備事業費	150,296	前年度末までの支出 (見込) 額		-	特定財源	国庫支出金	-
						県 債	-
		当該年度以降の支出 予 定 額	平成30年度 ～ 平成31年度	150,296	特定財源	そ の 他	-
						一般財源	150,296
道路補修費	1,294,000	前年度末までの支出 (見込) 額		-	特定財源	国庫支出金	-
						県 債	-
		当該年度以降の支出 予 定 額	平成30年度 ～ 平成31年度	1,294,000	特定財源	そ の 他	-
						一般財源	1,294,000

専決処分について承認を求めること

道路災害防除事業費	8,000	前年度未 までの支出 (見込) 額			特定 財源	国庫支出金	—
		当該年度 以降の支出 予定 額	平成30年度 ～ 平成31年度	8,000		県 債	—
						その他	—
						一般財源	8,000
交通安全施設等整備費	246,000	前年度未 までの支出 (見込) 額			特定 財源	国庫支出金	—
		当該年度 以降の支出 予定 額	平成30年度 ～ 平成31年度	246,000		県 債	—
						その他	—
						一般財源	246,000
街路樹維持事業費	5,000	前年度未 までの支出 (見込) 額			特定 財源	国庫支出金	—
		当該年度 以降の支出 予定 額	平成30年度 ～ 平成31年度	5,000		県 債	—
						その他	—
						一般財源	5,000
道路改良費	950,000	前年度未 までの支出 (見込) 額			特定 財源	国庫支出金	332,500
		当該年度 以降の支出 予定 額	平成30年度 ～ 平成31年度	950,000		県 債	299,000
						その他	—
						一般財源	318,500
河川修繕費	153,800	前年度未 までの支出 (見込) 額			特定 財源	国庫支出金	—
		当該年度 以降の支出 予定 額	平成30年度 ～ 平成31年度	153,800		県 債	—
						その他	—
						一般財源	153,800
河川改修事業費	95,200	前年度未 までの支出 (見込) 額			特定 財源	国庫支出金	—
		当該年度 以降の支出 予定 額	平成30年度 ～ 平成31年度	95,200		県 債	85,000
						その他	—
						一般財源	10,200
海岸補修費	17,000	前年度未 までの支出 (見込) 額			特定 財源	国庫支出金	—
		当該年度 以降の支出 予定 額	平成30年度 ～ 平成31年度	17,000		県 債	—
						その他	—
						一般財源	17,000
海岸高潮対策費	129,500	前年度未 までの支出 (見込) 額			特定 財源	国庫支出金	—
		当該年度 以降の支出 予定 額	平成30年度 ～ 平成31年度	129,500		県 債	—
						その他	—
						一般財源	129,500
砂防林事業費	18,000	前年度未 までの支出 (見込) 額			特定 財源	国庫支出金	—
		当該年度 以降の支出 予定 額	平成30年度 ～ 平成31年度	18,000		県 債	—
						その他	—
						一般財源	18,000

防災砂防事業費	4,000	前年度末までの支出(見込)額		—	特定財源	国庫支出金	—
		当該年度以降の支出予定額	平成30年度～平成31年度	4,000		県債	3,000
						その他	—
						一般財源	1,000
通常砂防事業費	691,000	前年度末までの支出(見込)額		—	特定財源	国庫支出金	230,333
		当該年度以降の支出予定額	平成30年度～平成31年度	691,000		県債	—
						その他	—
						一般財源	460,667
急傾斜地崩壊対策事業費	102,000	前年度末までの支出(見込)額		—	特定財源	国庫支出金	22,500
		当該年度以降の支出予定額	平成30年度～平成31年度	102,000		県債	60,000
						その他	15,400
						一般財源	4,100
港湾修築費	9,000	前年度末までの支出(見込)額		—	特定財源	国庫支出金	—
		当該年度以降の支出予定額	平成30年度～平成31年度	9,000		県債	6,000
						その他	—
						一般財源	3,000
県央・湘南都市圏整備構想推進費	2,100	前年度末までの支出(見込)額		—	特定財源	国庫支出金	—
		当該年度以降の支出予定額	平成30年度～平成31年度	2,100		県債	—
						その他	—
						一般財源	2,100
公園整備費	80,400	前年度末までの支出(見込)額		—	特定財源	国庫支出金	—
		当該年度以降の支出予定額	平成30年度～平成31年度	80,400		県債	—
						その他	—
						一般財源	80,400
警察施設各所営繕費	28,351	前年度末までの支出(見込)額		—	特定財源	国庫支出金	—
		当該年度以降の支出予定額	平成30年度～平成31年度	28,351		県債	—
						その他	—
						一般財源	28,351
交通安全施設整備費	279,000	前年度末までの支出(見込)額		—	特定財源	国庫支出金	—
		当該年度以降の支出予定額	平成30年度～平成31年度	279,000		県債	135,000
						その他	—
						一般財源	144,000
高等学校施設整備工事費	448,000	前年度末までの支出(見込)額		—	特定財源	国庫支出金	—
		当該年度以降の支出予定額	平成30年度～平成31年度	448,000		県債	448,000
						その他	—
						一般財源	—

高等学校施設整備 工事設計調査費	40,700	前年度未 までの支出 (見込)額		-	特定財源	国庫支出金	-
		当該年度 以降の支出 予定額	平成30年度 ～ 平成31年度	40,700		県債	40,700
						その他	-
						一般財源	-
特別支援学校施設 整備費	47,000	前年度未 までの支出 (見込)額		-	特定財源	国庫支出金	-
		当該年度 以降の支出 予定額	平成30年度 ～ 平成31年度	47,000		県債	47,000
						その他	-
						一般財源	-

専決処分について承認を求めること

平成30年度神奈川県水源環境保全・再生事業会計補正予算を次のとおり専決処分したので、地方自治法第179条の規定により承認を求める。

平成30年度神奈川県水源環境保全・再生事業会計補正予算（第1号）

平成30年度神奈川県水源環境保全・再生事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

第1表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
水 源 林 整 備 事 業 費	平成30年度から 平成31年度まで	千円 214,875
水 源 林 土 壌 保 全 対 策 事 業 費	平成30年度から 平成31年度まで	5,000

平成31年2月13日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

県内中小企業への支援策として、債務負担行為の設定について急施を要し専決処分したので、地方自治法第179条の規定により承認を求めるものであります。

参 考

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(新規設定)

事 項	限 度 額	区 分	期 間	金 額	左 の 財 源 内 訳		
水源林整備事業費	千円 214,875	前年度末 までの支出 (見込)額		千円 —	特定財源	国庫支出金	千円 —
						県 債	—
		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	平成30年度 ～ 平成31年度	214,875		そ の 他	214,875
						繰越金	—
水源林土壌保全対 策事業費	5,000	前年度末 までの支出 (見込)額		—	特定財源	国庫支出金	—
						県 債	—
		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	平成30年度 ～ 平成31年度	5,000		そ の 他	5,000
						繰越金	—

専決処分について承認を求めること

平成30年度神奈川県水道事業会計補正予算を次のとおり専決処分したので、地方自治法第179条の規定により承認を求める。

平成30年度神奈川県水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 平成30年度神奈川県水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第2条 平成30年度神奈川県水道事業会計予算第5条に定めた債務負担行為に、次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
取水及び浄水施設維持運営費	平成30年度から 平成31年度まで	千円 48,488
送配水施設維持運営費	平成30年度から 平成31年度まで	3,938
原水及び浄水設備整備事業費	平成30年度から 平成31年度まで	6,007
水道施設耐震化事業費	平成30年度から 平成31年度まで	472,633
配水管網再構築事業費	平成30年度から 平成31年度まで	83,772
老朽配水管リフレッシュ事業費	平成30年度から 平成31年度まで	1,787,613
その他配水設備整備費	平成30年度から 平成31年度まで	43,087
大口径老朽管リフレッシュ事業費	平成30年度から 平成31年度まで	390,942

平成31年2月13日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

県内中小企業への支援策として、債務負担行為の追加について急施を要し専決処分したので、地方自治法第179条の規定により承認を求めるものであります。

参 考

債務負担行為に関する調書

(追 加)

事 項	限 度 額	前年度末までの支払義務発生(見込)額		当該年度以降の支払義務発生予定額		左の財源内訳		
		期 間	金 額	期 間	金 額	企業債	長 期 借 入 金	自己資金
取水及び浄水施設維持運営費	千円 48,488		千円 -	平成30年度 ~ 平成31年度	千円 48,488	千円 -	千円 -	千円 48,488
送配水施設維持運営費	3,938		-	平成30年度 ~ 平成31年度	3,938	-	-	3,938
原水及び浄水設備整備事業費	6,007		-	平成30年度 ~ 平成31年度	6,007	-	6,000	7
水道施設耐震化事業費	472,633		-	平成30年度 ~ 平成31年度	472,633	332,000	28,000	112,633
配水管網再構築事業費	83,772		-	平成30年度 ~ 平成31年度	83,772	64,000	-	19,772
老朽配水管リフレッシュ事業費	1,787,613		-	平成30年度 ~ 平成31年度	1,787,613	1,358,000	-	429,613
その他配水設備整備費	43,087		-	平成30年度 ~ 平成31年度	43,087	-	37,000	6,087
大口径老朽管リフレッシュ事業費	390,942		-	平成30年度 ~ 平成31年度	390,942	-	377,000	13,942

